

議員案第1号

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対し断固抗議し、平和的解決を
求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和4年3月1日提出

小金井市議会議員

清 水 が く
白 井 亨
古 畑 俊 男
坂 井 えつ子
村 山 ひでき
安 田 けいこ
片 山 かおる
宮 下 誠
斎 藤 康 夫
渡 辺 大 三
森 戸 よう子

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対し断固抗議し、平和的解決を
求める意見書

2022年2月24日、ロシア政府は一方的に「独立」承認したウクライナの東部地域にロシア軍を侵入させるとともに、ウクライナ各地の軍事施設、キエフ、オデッサなどへの攻撃を始めとした軍事侵攻により多くの無垢の市民が犠牲になっている。

この軍事侵攻は「主権の尊重」、「領土の保全」、「武力行使の禁止」を義務付けた国連憲章に違反するものであり、戦後の平和秩序が壊されようとしていることに対し、満身の怒りを込めて抗議する。ロシア政府は軍事攻撃を直ちに中止し、ロシア軍の即時、完全、無条件の撤退と、国際法に基づく誠意ある外交を強く求めるものである。

また、プーチン大統領は、今回の軍事攻撃に当たり、核兵器使用の可能性について示唆する発言を行っている。我が国は核兵器がもたらした破滅的な被害を知る被爆国であり、核による脅威を振りかざすこのような言動に対しても、断固抗議しなければならない。

世界では、武器支援など軍事による対抗措置や軍備増強の動きが強まっており、更なる戦争拡大の不安も増大している。

よって、小金井市議会は、政府に対し、以下のことを求めるものである。

- 1 ロシア政府に対し、国際法と国連憲章の下に、市民の命や生活を脅かす軍事攻撃の即時停止と部隊撤収を求めること。
- 2 憲法の精神の下、対話外交を強め、戦争拡大の回避に最善の努力を尽くすこと。
- 3 邦人の安全確保に万全を期すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

小金井市議会議長 鈴木 成 夫

内閣総理大臣 様
外務大臣 様
防衛大臣 様

議員案第2号

デフリンピック東京開催を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和4年3月22日提出

小金井市議会議員

吹春 やすたか

水谷 たかこ

坂井 えつ子

片山 かおる

渡辺 ふき子

森戸 よう子

デフリンピック東京開催を求める意見書

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京オリンピック・パラリンピック」という。）が感動を与えて終了した。パラリンピックの次は、聴覚障害者の国際スポーツ大会「デフリンピックを東京で」という招致に向けて取組が始まっている。

パラリンピックを超える歴史を持つ大きな規模の聴覚障害者イベントの開催により、聴覚障害者への理解と社会参加が一段と進むだけでなく、情報アクセシビリティの充実による東京の共生社会構築に寄与することが期待されている。

東京オリンピック・パラリンピックのレガシー活用、首都としての国際的な知名度、多くのスタッフやボランティアの動員実績など、日本で初めてのデフリンピック開催は東京が適任であり、経済効果も期待できると思われる。

よって、小金井市議会は、東京都に対し、2025年夏季デフリンピックを東京で開催することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

小金井市議会議長 鈴木 成 夫

東京都知事 様

議員案第3号

75歳以上医療費負担窓口負担2割化を中止することを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和4年3月1日提出

小金井市議会議員

水谷 たかこ

坂井 えつ子

片山 かおる

森戸 よう子

75歳以上医療費負担窓口負担2割化を中止することを求める意見書

本市議会は、2021年3月8日「75歳以上の高齢者の医療費窓口負担2倍化を撤回することを求める意見書」を議決した。

しかし、2021年6月4日参議院本会議で、75歳以上医療費窓口負担2割化法案が可決された。この法律は、2022年10月以降実施とされ、年収200万円以上の370万人（後期高齢者医療制度加入者の約20%）が、医療費の窓口2割負担となる。

政府は、①国、自治体の支出を抑制し、高齢者の負担を増大させ、その口実に現役世代の負担を軽減（実は軽減額月30円）するためとしていること、②負担の増大に伴い受診抑制が起き、病気を一層重くしかねないこと、③まず、年収200万円以上の人に医療費を2割化することからスタートし、先々年収に関わりなく2割にし、介護保険利用料も2割化し、更に3割化へと引き上げることを狙っていること。加えて、国会の審議なく2割負担の対象者を政令で決められることとなっている。

既に公共料金や税が重く暮らしを直撃し、更に受診を控え、医療、介護の負担、将来の暮らしへの不安が増大している。本来、政府・自治体は、国民・市民の生命と暮らしを守る役割を果たすための機関ではないだろうか。まして、新型コロナウイルス感染症拡大の中、医療の充実に努めるべき時だと考える。

実施は、2022年10月以降となっている。実施により受診控えが懸念され、後日の重症化リスクが増大し、保険給付増による市財政の圧迫が予測される。

よって、小金井市議会は、政府に対し、75歳以上医療費負担窓口負担2割化を中止することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

小金井市議会議長 鈴木 成 夫

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣 様

議員案第4号

児童手当の所得制限撤廃を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和4年3月15日提出

小金井市議会議員

水谷 たかこ
古畑 俊男
坂井 えつ子
湯沢 綾子
村山 ひでき
安田 けいこ
片山 かおる
宮下 誠
斎藤 康夫
渡辺 大三
森戸 よう子

児童手当の所得制限撤廃を求める意見書

令和4年10月の児童手当支給分より、高所得層（世帯主の年収が1,200万円以上）の中学生以下の子どもを対象とした児童手当の特例給付を廃止することが令和3年2月に閣議決定され、児童手当廃止法案として同年5月に国会で可決された。このように親の所得による制限が設けられている子どもへの給付は児童手当だけではなく、障がいを持つ子どもに対する手当（特別児童扶養手当や障害児福祉手当）、高等学校等就学支援金制度などが挙げられる。日本国憲法第14条第1項では「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」、子どもの権利条約第2条（差別の禁止）では「児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。」とされている。日本で生まれ育つ子どもたちには等しく支援が行われるべきであり、高所得者の親を持つ子どもたちは、親の社会的身分（所得）次第で支援が受けられないという差別は許されない。

いわゆる中高所得層と呼ばれる世帯は累進制により高額な税金を納めており、税負担の公平性は既に担保されている。それにもかかわらず、児童手当の所得制限で累進性を高めることは極めて不公平であり、その経済的なしわ寄せが子どもの進路や将来の可能性を狭めることになりかねない。頑張れば働けば働くほど子どもへの給付がなくなるという実態は、働き盛りとされる子育て世帯の就労意欲をそぎ、将来的には税収の低下、消費減少やGDPの縮小、景気後退や少子化を促進させるおそれもある。

また、令和3年12月に実施された子育て世帯への臨時交付金の給付事務に際して、この児童手当の仕組みを利用したが、対象から外れた世帯の保護者や子ども自身からも不公平であるとの声が上がっており、全国的に広がっている。

日本税理士会連合が令和3年8月5日に国に提出した「令和4年度税制改正に関する建議書」の12ページでは、「子ども手当の創設に伴い、年少扶養控除が廃止されたが、その後、子ども手当が廃止され、児童手当に改組された。年少扶養控除から子ども手当への移行は、課税最低限を規律する機能を所得控除から給付付き税額控除に移行したものと解することができる。しかし、児童手当には所得制限があるため、一定額以上の所得のある者については最低生活費部分に課税が及ぶことになり、憲法の要請からも適切でないと考えられる。したがって、児童手当の所得制限の廃止又は年少扶養控除の復活を検討すべきである。」と述べられており、児童手当の所得制限には合理性が認められないことがわかる。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、児童手当の所得制限を撤廃することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

小金井市議会議長 鈴木 成 夫

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
財務大臣 様
厚生労働大臣 様

議員案第5号

都立高入試への英語スピーキングテスト導入の延期及び再検討を求める
意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和4年3月15日提出

小金井市議会議員

水 谷 たかこ
古 畑 俊 男
坂 井 えつ子
村 山 ひでき
安 田 けいこ
片 山 かおる
森 戸 よう子

都立高入試への英語スピーキングテスト導入の延期及び再検討を求める 意見書

東京都教育委員会は、2023年度の都立高校入試から「英語スピーキングテストの導入」を計画している。生徒に十分なスピーキング能力をつけさせることは必要であり、学校現場では日常の授業の中で外国人ALT（外国語指導助手）との会話・スピーチなどを通して楽しくその能力を獲得するように工夫、努力している。しかし、高校の入学試験にスピーキングテストを加えることについては問題がある。8万人もの生徒の採点の公平性が保たれるのか、入試の配点の面で英語の割合が他教科より高くなってもよいのか、個人情報が一企業に集中して漏洩の心配がないのか、家庭の経済格差が生徒の学力格差につながるのではないのか、などの懸念が指摘されている。

スピーキングテストが高校入試に使われれば、生徒は発音や文法を強く意識して話すしかなくなり、萎縮効果しかもたらさない。教師が「間違いを恐れるな」と言ったところで、生徒は「入試やテストは別」と見抜き「文法的に正しい定型的な答えの話し方」のみに傾くのは当然である。これでは自分の意志を示す本当の「話す能力」の涵養にはつながらない。スピーキング能力を向上させるには、少人数クラスでの授業を行ったり、外国人ALTを増員したりするなど教育条件を改善することのほうが先である。日本の「35人から40人学級」や、「英語は2クラス3展開」といった授業形態ではこの「話す能力」は向上しない。

現在計画されているスピーキングテストについて、多くの英語教育研究団体や語学研究者などからも延期と再検討を求める意見が出されている。スピーキングテストの不受験者は、スピーキングテストなしの「学力検査」の英語の点数が高く配点されることは、入試制度としての公平・公正に欠ける。また、スピーキングテストの総合得点100点満点をAからFの6段階に分け、20点満点でそれぞれの段階が4点差となるため、1点刻みで合格者を選抜する入試制度にそぐわず、受験生や保護者の納得を得にくい。そして、1月中旬にスピーキングテストの結果が戻ってくるため、12月に一度決めた志望校を変更する必要性が生まれ、中学校の進路指導や受験生に新たな負担と混乱をもたらす危険性がある。計画されているテストの影響を受けるのは生徒である。

よって、小金井市議会は、東京都及び東京都教育委員会に対し、2022年11月に計画している英語スピーキングテストの実施を延期し再検討することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

小金井市議会議長 鈴木 成 夫

東京都知事 様
東京都教育委員会教育長 様

議員案第6号

米軍基地における新型コロナウイルス感染症のクラスター発生に対し徹底した対策と日米地位協定の抜本的改定を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和4年3月15日提出

小金井市議会議員

水谷 たかこ

坂井 えつ子

安田 けいこ

片山 かおる

渡辺 大三

森戸 よう子

米軍基地における新型コロナウイルス感染症のクラスター発生に対し徹底した対策と日米地位協定の抜本的改定を求める意見書

2021年12月17日、在沖米海兵隊は米軍キャンプ・ハンセンにおいて新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生したことを発表した。その後、米軍基地が集中する沖縄県で新型コロナウイルスの感染が急拡大した。感染力の強い変異株「オミクロン株」が基地を經由して市中に広がった可能性が高い。沖縄県の玉城デニー知事は2022年1月2日に会見し、「感染者の急増は米軍の対策の不十分さを示すもので激しい怒りを覚える」と批判した。キャンプ・ハンセン等での感染者は大規模なクラスターとなったが、当初、ゲノム解析等については米軍基地内での実施ができず、米軍は検体の提供にも応じていなかった。米軍基地内の感染をめぐっては、昨年も必要な情報が県側に伝えられずに問題になったばかりである。

また、同基地に所属する米海兵隊員等が感染対策をせずに市街地に外出したことがメディアの報道で取り上げられ、飲酒運転での逮捕も相次いだ。感染症の拡大が抑制されていた中でのことなので、市民の不安は拡大する一方であった。

その後、岩国基地（山口県岩国市）でもクラスターが発生し、空軍横田基地（東京都福生市など）や海軍横須賀基地（神奈川県横須賀市）などでも陽性者がまとまった数で出た後、近隣地域に感染が広がった。山口県の村岡嗣政知事は2022年1月6日に会見し、昨年9月から昨年末まで米軍が出国時の検査を免除していたことが感染拡大に「決定的に大きな影響を及ぼしているのではないか」との見方を示した。

政府は新型コロナウイルス感染症の新たな変異株「オミクロン株」の急拡大に伴う水際対策の強化措置により外国人の入国を規制しているが、日米地位協定第9条では米軍関係者の出入国について「外国人の登録及び管理に関する日本国の法令の適用から除外される」としている。ところが、米軍は本国から日本国内に移動する部隊について、昨年9月からワクチンを接種済みであれば出入国時のPCR検査を免除し、水際対策の抜け穴となってしまった。そのため、国の空港検疫等の水際対策の及ばない米軍基地内でのクラスターの発生から、基地内で働く従業員の新型コロナウイルス感染へと經由し、全国の市民の感染拡大につながる一因になったと考えられる。

沖縄県議会はこれまで、再三にわたり、在日米軍に日本の国内法を適用させるために日米地位協定の改定を日本政府に求める内容を含む意見書を全会一致で可決してきた（2019年10月15日、2020年3月6日、2020年7月10日、2021年2月16日、2021年2月24日、2021年6月28日など）。また、全国知事会は2018年7月27日、日米地位協定の抜本的改定を含む「米軍基地負担に関する提言」を全会一致で採択している。しかし、政府は、日米地位協定は改定ではなく「運用の改善」で対応する立場であり、このことが感染症対策における後手後手の対応を招いた要因になった。

よって、小金井市議会は、政府に対し、市民の生命を守り、安心・安全な市民生活を守る立場から下記の事項を強く求めるものである。

- 1 米軍基地内の感染拡大防止対策の徹底した確実な実施を行うこと。
- 2 感染者の発生した基地からの米軍人及び軍属の外出及び基地間移動を禁止すること。
- 3 日米地位協定を抜本的に改定し、検疫法などの国内法を適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

小金井市議会議長 鈴木 成 夫

内閣総理大臣 様
外務大臣 様
内閣官房長官 様
防衛大臣 様
内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策） 様

議員案第7号

福島原発事故による汚染水海洋放出の実施計画の変更認可申請の事前了解に関する意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和4年3月15日提出

小金井市議会議員

古畑俊男

坂井えつ子

片山かおる

渡辺大三

森戸よう子

福島原発事故による汚染水海洋放出の実施計画の変更認可申請の事前了解に関する意見書

2021年12月21日、東京電力は、福島第一原子力発電所事故による「ALPS処理水希釈放出設備及び関連施設の基本設計等」について、「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画変更認可申請書」を原子力規制委員会に申請し、同年12月20日、福島県、大熊町、双葉町に対して、福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定に基づき、「事前了解願」を提出した。

政府と東京電力は、トリチウムや放射性炭素のほか、定量確認できていない人工放射性核種や毒性化学物質の含有可能性が残る水を、2023年以降30年間にわたり年間22兆ベクレルを上限に福島県沖へ放出する計画を進めている。

トリチウムと放射性炭素のほか、放出する全ての放射性核種と毒性化学物質を測定し、確認して、放出水に関する全ての情報公開を行い、予防原則にのっとり余分な放射線被ばくや、放射性核種や化学物質による海洋環境汚染は極力避けるべきである。

希釈放出設備のうち、海底放水トンネルの地質調査は3本のボーリングのみで、原子力規制委員会ばかりでなく福島県としても工事の安全性、設備の健全性の確保のために確認が必要である。

海洋放出は、原発事故後の復興を目指す福島県民と県内農林水産業始め、地域の社会経済への影響は大きく、福島県漁業協同組合連合会など県内農林水産団体、消費組合が一致して反対し、福島県内59自治体議会の約7割、また、小金井市議会からも反対又は慎重な対応を求める意見書を政府に提出してきた。

実施計画変更申請について、福島県漁業協同組合連合会の野崎哲会長は「我々が反対している中で進んでいくのは残念だ。淡々と進むことに非常に不満だと発信するしかない。説明を尽くしていない。」と訴えている。

東京電力は「風評対策」を掲げるものの、原子力損害賠償や事故後の対応に、県民の不信は消えていない。

よって、小金井市議会は、政府及び福島県に対し、次の事項を実現するよう強く求めるものである。

- 1 福島県は、政府と東京電力に対し、「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」という福島県漁業協同組合連合会との文書約束を守らせるとともに、放出水の全ての放射性核種と毒性化学物質などを完全に測定して全ての情報が公開され、海底トンネル等希釈放出設備の健全性・安全性が確認されるまでは事前了解せず、県民の安全と安心を確保するため慎重に対応すること。
- 2 政府は、汚染水海洋放出の方針を撤回すること。
- 3 汚染水海洋放出が決定されたかのように追記した放射線副読本の配布を中止し、トリチウムの安全性を記したチラシを児童に配布しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

小金井市議会議長 鈴木 成 夫

内閣総理大臣 様
文部科学大臣 様
経済産業大臣 様
環境大臣 様
復興大臣 様
原子力規制委員会委員長 様
福島県知事 様

議員案第8号

原発をEUタクソミーに含めないことを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和4年3月15日提出

小金井市議会議員

古畑俊男

坂井えつ子

安田けいこ

片山かおる

原発をEUタクソミーに含めないことを求める意見書

2022年1月1日、欧州委員会は、気候変動対策などへの投資を促進するための「EUタクソミー」の案に原発を盛り込むことを発表した。ドイツやオーストリア、スペインなどは、正式な反対意見を表明し、オーストリアやルクセンブルクは、欧州委員会をEU司法裁判所に提訴する方針を示した。1月6日には、アメリカ、ドイツ、フランス、イギリスの元原子力規制委員会や放射線防護委員会の委員長が連名で、「原子力は気候変動と闘うための現実的な手段ではない」という声明を発表し、EUの諮問専門家グループも「原発はタクソミーの要件を満たしていない」とする見解を明らかにした。日本からも、261の市民団体が撤回を求める公開書簡を送付し、5人の元首相が、「原発推進は、未来の世代の生存と存続を脅かす亡国の政策」とする共同声明を発表した。

福島原発事故は終わっていない。いまだに3万人を超える人たちが故郷に帰れないまま暮らし、多くの人たちがそれまでの生活、生業、生きがいを失った。廃炉は遅々として進まず、政府は、敷地にためられている放射性物質を含んだ大量の水を海洋に放出し、また、除染によって発生した放射性物質を含む土を公共事業などに利用しようとしている。原発事故の原因解明も終わっていない。日本政府や電力会社は「原発は絶対に安全」として無責任に原発を推進してきた。EUはこうした原発事故の悲惨さに学び、ソ連や日本の二の舞を避けるべきである。

原発は稼働し続ける限り、様々なレベルの核廃棄物を生み出す。高レベル放射性廃棄物は、地下深くで10万年以上も管理が必要だとされているのにもかかわらず、日本も、また多くの国々においても、処分地すら決まっていない。仮に地下深くに処分しても将来の環境汚染は避けられない。燃料の原料となるウラン採掘の際にも、環境汚染や人権侵害が後を絶たない。原発は、電力を多く消費する都会ではなく離れた過疎地に建設される。原発事故で被害を受けたのは、福島第一原発が電気を送っていた東京ではなく、電気を使っていなかった福島及びその周辺だった。また、運転や点検作業に直接従事する労働者は常に被ばくによる健康リスクを負うことになる。こうした意味で原発は、社会的な大きなひずみや不正義の象徴とも呼べる。

以上のように、原発を気候変動対策とすることは、EUタクソミーの「重大な害をもたらさない原則」に反する。原発は事故やトラブルを起こしやすく、コストが高く、不安定な電源である。近年の異常気象により、水温上昇で炉心冷却に使う十分な水が取水できず原発を停止せざるをえないケースや、海岸沿いの原発の水没リスクが増大するなど、原発が気候変動に脆弱であることを示す報告が相次いでいる。大規模な原発の事故被害の深刻さは福島第一原発事故で明らかだが、小型モジュール炉にも解決不可能な問題がある。原発を使い続けることは、大量に電力を消費する社会構造を促し、EUはエネルギーや社会を持続可能なものとする機会を失う。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、原発をEUタクソミーに含めないよう要望することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

小金井市議会議長 鈴木 成 夫

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
外務大臣 様
経済産業大臣 様

議員案第9号

新型コロナで大変な事業者に対し十分な支援を行うことを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和4年3月15日提出

小金井市議会議員

古畑俊男

坂井えつ子

安田けいこ

片山かおる

斎藤康夫

渡辺大三

水上洋志

新型コロナで大変な事業者に対し十分な支援を行うことを求める意見書

新型コロナウイルスの変異株オミクロンによる感染が急拡大し、必死に頑張ってきた中小企業・小規模事業者がまたもや危機に見舞われている。これまで持ちこたえてきた企業の多くが今後、倒産・廃業に追い込まれるおそれが強まっている。政府がまともな補償を行うとともに、今こそ本格的な支援に乗り出さなければならない。

民間信用調査会社、東京商工リサーチがまとめた2021年の新型コロナウイルス関連倒産（負債1,000万円以上）は1,668件と、2020年の2倍に増えた。2021年の倒産全体（6,030件）の3割近くを占めている。その圧倒的多数が中小企業である。最も多い業種が飲食業で、300件だった。法的整理など特段の手続をとらない休廃業・解散件数は、帝国データバンクの集計で、2021年に5万3,000件前後と見込まれ、倒産の9倍に上る。いずれの調査も、業績不振が長期化し、過剰債務に陥った企業が増えているとして、今後、コロナ対策融資の返済が本格化するに従って、倒産や休廃業が増えることを懸念している。加えて、原油など原材料価格の高騰が中小企業を苦しめている。

新型コロナウイルスの国内感染が起きてから2年間の政治は、持続化給付金の支給を1回で打ち切ったことに示されるように、中小企業に冷たいものだった。政府による事業復活支援金は支給額が持続化給付金の半分しかなく、ほとんどが緊急事態宣言下だった2021年1月から10月までは対象外である。また事業復活支援金は感染が収まっていたときに制度設計されたものであり、事業を復活するための支援金だったが、今は状況が全く異なり、復活どころか事業継続が問われている時である。持続化給付金を再度支給するとともに、コロナ危機を乗り越えるまで継続的に支給すべきである。

よって、小金井市議会は、政府に対し、事業復活支援金を持続化給付金へと見直すとともに、給付額を引き上げるなどの抜本的拡充で、新型コロナで大変な事業者に対し十分な支援を行うことを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

小金井市議会議長 鈴木 成 夫

内閣総理大臣 様
財務大臣 様
内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 様

議員案第11号

「建築物省エネ法」改正案の今国会での審議及び成立を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和4年3月16日提出

小金井市議会議員

古畑俊男

坂井えつ子

村山ひでき

安田けいこ

片山かおる

渡辺大三

森戸よう子

「建築物省エネ法」改正案の今国会での審議及び成立を求める意見書

第208回通常国会に、住宅・建築物の脱炭素化を進めるための「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）」の改正案が提出される予定だったが、参議院選挙などの影響により、法案提出が先送りされる見通しである。日本が掲げている「2030年度までに温室効果ガス46%削減（2013年度比）」の実現のためにも重要な法案であるのに、脱炭素社会の実現よりも選挙対策に重きが置かれ、先送りされた状況は甚だ遺憾である。

改正案では、2025年に全ての新築建築物に省エネ基準適合の義務付けや、既存建築物の省エネ適合の推進のほか、脱炭素に向け、効果の高い木造住宅・建築物の利用拡大なども盛り込んだ積極的な法案である。

2050年度目標に対し、脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策の在り方・進め方に関するロードマップが示されたことは評価するが、エネルギー基本計画と整合しておらず、2050年脱炭素からのバックキャストिंगとしては不十分である。必要なのは、取組の前倒しと、削減目標達成のための更なる努力と議論である。

太陽光発電や太陽熱・地中熱の利用、バイオマスの活用など住宅・建築物における技術はほぼ確立しているが、日本での導入は非常に遅れており、国が法律制定によって、この取組を推進することが求められている。これら住宅・建築物の対策を改善する今回の改正案の成立は急務である。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、日本が脱炭素社会を実現するために重要な対策となる「建築物省エネ法」改正案の先送りをせず、今国会において審議し、早期に成立することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

小金井市議会議長 鈴木 成 夫

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様
国土交通大臣 様
環境大臣 様
経済産業大臣 様

議員案第12号

東京都に対し、明治神宮外苑地区の歴史ある緑と景観の保全を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和4年3月16日提出

小金井市議会議員

水谷 たかこ
古畑 俊男
坂井 えつ子
安田 けいこ
片山 かおる
渡辺 大三
森戸 よう子

東京都に対し、明治神宮外苑地区の歴史ある緑と景観の保全を求める意見書

明治神宮外苑地区の再開発計画が2022年2月9日、東京都都市計画審議会で認定された。この計画の詳細について都民や国民への周知が十分でないままに東京都都市計画審議会の決定を行ったとして、東京都の進め方に批判や疑問の声が高まっている。

東京都が再開発の詳細を公表したのは2021年12月14日、縦覧期間は2週間であり、情報が社会に十分共有されたとは言えない。また、今回は約1,000本の樹木が伐採される可能性があることも明らかになったが、風致地区である近隣景観への影響や、100年の歴史がある樹木の伐採について懸念の声が上がっている。このようなことから、文化遺産保護の提言などを行う（一社）日本イコモス国内委員会は12月28日に「神宮外苑地区に係わる都市計画案に関する意見書」を東京都に提出し、計画の見直しを求めている。

そもそも神宮外苑は国民からの寄附により1926年（大正15年）に完成した日本最初期の近代的な都市公園である。全国からの献金のほか約3,000本の樹木が献木され、ボランティアの手により造成された極めて公共性の高い土地である。今回の伐採対象の中には、造営当時に植林されたと思われる樹齢100年級のクスノキやケヤキなどの大木も多く含まれる。外苑の緑は都会の小さな生き物たちの生息場所であり、コロナ禍において都民の心のオアシスとしての価値はますます高まっていることも重要な点である。

今回の計画では、公園としての面積が3.4ヘクタール削除され、一部の高層ビルはその跡地に建つことになるが、公園の代替地の提案がなく、現在共用されている都市計画公園区域が削除されるなど、開発を優先していると言わざるを得ない。東京都は気候変動対策としても、世界からSDGsの観点でまちづくりを進めることが求められていることを強く自覚すべきである。

よって、小金井市議会は、東京都に対し、今後のこの計画について、都民の意見を十分に聴く場を設け、歴史的景観を保全し、既存樹木を大量伐採しない計画への見直しを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

小金井市議会議員 鈴木 成 夫

東京都知事 様

議員案第13号

介護職員の処遇改善に関する手続の簡素化と対象職種の拡大を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和4年3月17日提出

小金井市議会議員

古畑俊男

五十嵐京子

宮下誠

渡辺大三

森戸よう子

介護職員の処遇改善に関する手続の簡素化と対象職種の拡大を求める意見書

近年の少子高齢化の進展により、介護が必要な高齢者が増加する一方で、各介護の現場では、介護人材の確保に大変に苦慮している状況である。また、コロナ禍での介護サービスの継続も含め、介護人材のエッセンシャルワーカーとしての役割がますます重要となっており、その処遇の改善が求められている。

今般「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)において、「賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提」として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を実施することが決定し、令和4年10月以降については臨時の報酬改定を行い、所要の措置が講じられることになっている。

よって、小金井市議会は、政府に対し、地域の介護サービスを持続可能なものとするため、以下の事項を求めるものである。

- 1 臨時の報酬改定(令和4年10月以降)において新設される「新たな加算」については、現行の二つの加算(「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」)の統合を含めた一本化を検討するなど、事務手続の簡素化に最大限努めること。
- 2 「介護職員等特定処遇改善加算」の配分方法について、その対象者については、事務職員等も含めて、法人や事業所が実情に応じて柔軟な判断を行いながら、加算金の弾力的な運用が可能となるよう所要の措置を講じること。
- 3 原則3年ごとに行う公的価格の見直しにおいては、現行の加算(「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」)との整合性を踏まえた上で、各介護職員の勤続年数と施設内でのキャリア検定制度などを組み合わせた人件費をベースにしての事業所毎の介護報酬総額を算定する方式に変更するなど、介護報酬申請の手続の簡素化と、人材確保への事業者の裁量権を拡大するための制度の刷新を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

小金井市議会議長 鈴木 成 夫

内閣総理大臣 様
厚生労働大臣 様

議員案第14号

庁舎等複合施設の建設に向けて、市長と市議会の協議の場において、着工可能な成案を得られるよう全力を傾注することを表明する決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和4年3月28日提出

小金井市議会議員

清水 かく
吹春 やすたか
岸 田 正義
沖 浦 あつし
白 井 亨
水 谷 たかこ
古 畑 俊 男
坂 井 えつ子
遠 藤 百合子
湯 沢 綾 子
村 山 ひでき
安 田 けいこ
片 山 かおる
た ゆ 久 貴
五十嵐 京 子
渡 辺 ふき子
小 林 正 樹
官 下 誠
斎 藤 康 夫
渡 辺 大 三
水 上 洋 志
森 戸 よう子

庁舎等複合施設の建設に向けて、市長と市議会の協議の場において、着工可能な成案を得られるよう全力を傾注することを表明する決議

本市の庁舎等複合施設建設事業について、西岡市長は、3月16日の市議会（基本構想審査特別委員会）において、「私はこれまで設計等を大幅に見直すことについては否定的でしたが、市議会が可決してきた決議や市民の皆様、市議会からの多様な意見を踏まえて、設計や建設の時期を大胆に見直すことも含め、市議会の皆様と協議を行わせていただくための場を設けさせていただくことをお願い申し上げます」と表明した。同事業はこの発言により大きな転機を迎えることとなった。

また、西岡市長は、この間の自身の市政運営に関して、「合計7回にもわたり、検討に要するお時間をいただいたにもかかわらず、具体的な方針を示すことができずに第1回定例会の議会日程の変更まで余儀なくする結果となり、議会運営への混乱をもたらしたことを深くお詫び申し上げます。そして何よりも市政運営への不安を与えてしまった原因は全て私自身にあります。誠に申し訳ございませんでした」と謝罪。自身の責任を明確にするために、市長給与の減額条例を市議会に提出した。

もとより市政運営は、二元代表制の下、執行権を有する市長と議決権を有する市議会がそれぞれ異なる権能を行使して進めているものである。今般のような事態を招来した責任は、直接的にはこの間の市長の市政執行にある。一方、市議会もチェック機能を果たすよう努めてきたが、一定の責任があるものと考えなければならない。

よって、小金井市議会は、西岡市長から求めのある「協議の場」において、多様な意見交換を通じて論点を整理し、真に市民の利益につながる、着工可能な成案を得られるよう全力を傾注することを表明するものである。

以上、決議する。

令和4年 月 日

小金井市議会

議員案第15号

第5次基本構想に基づき、国分寺崖線の緑と自然の保全を求める決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和4年3月28日提出

小金井市議会議員

白 井 亨
古 畑 俊 男
坂 井 えつ子
村 山 ひでき
安 田 けいこ
片 山 かおる
渡 辺 大 三
森 戸 よう子

第5次基本構想に基づき、国分寺崖線の緑と自然の保全を求める決議

小金井市議会はこれまで都市計画道路3・4・1号線及び3・4・11号線外の優先整備路線について見直すことを求める意見書11回や決議5回を可決してきた。しかし、東京都は概略設計等を委託し、建設整備に向けた準備を進めている。

小金井市は都市計画マスタープランの策定中であるが、同プランは都市計画法第18条の2において、議会の議決を経て定められた基本構想に即し、基本的な方針を定めるものとする定められており、小金井市の姿勢が問われている。

小金井市議会は基本構想を、今定例会で賛成多数により可決した。基本構想全体に対する意見は多様ではあるが、「将来像」について、「本市の魅力の一つは、国分寺崖線（はげ）に代表されるみどりと水に恵まれた豊かな自然です」とし、これらの「自然を愛し、守り、いかしていきます」と決意を明らかにしていることに異論を唱える議員はいなかった。

小金井市は今後、全ての施策において可決された基本構想に即して運営することになるが、都市計画マスタープランは法に規定されていることから、小金井市の責任は重要である。

よって、小金井市議会は、西岡市長に対し、小金井市が都市計画法に則り、第5次基本構想に即し、国分寺崖線の緑と自然を保全し、魅力あるまちづくりを推進することを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和4年 月 日

小金井市議会